

総社市告示第19号

総社市特定疾患患者等療養通院費助成金支給要綱（平成17年総社市告示第30号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において「特定疾患等」とは、<u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に規定する指定難病及び腎臓機能障害（ただし、人工透析治療を伴うものに限る。以下同じ。）</u>をいう。</p> <p>2及び3 略 (支給対象者)</p> <p>第3条 助成金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>特定医療費（指定難病）受給者証又は腎臓機能障害による身体障害者手帳の交付を受け、当該疾患に関する医療を受けるため通院している者</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において「特定疾患等」とは、<u>厚生労働省健康局疾病対策課長通知（平成15年4月22日健疾発第0422006号）に定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業（特定疾患調査研究分野）の対象疾患及び腎臓機能障害（ただし、人工透析治療を伴うものに限る。）</u>をいう。</p> <p>2及び3 略 (支給対象者)</p> <p>第3条 助成金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>特定疾患等により医療機関において当該疾患に関する医療を受けるため通院している者</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日の前日において、改正前の第3条第1号の規定に該当していた者が、引き続き改正前の第2条第1項に規定する特定疾患等に関する医療を受けるため通院している間は、改正後の第3条第1号に規定する者とみなす。